答申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成23年5月11日、奈良県情報公開条例(平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事(以下「実施機関」という。)に対し、「大和郡山広陵線における未買収地の用地交渉が無い理由および根拠」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

平成23年5月25日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書の作成又は 取得をしていないため不存在として、行政文書の不開示決定(以下「本件決定」とい う。)を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年6月14日、本件決定を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮問

平成23年7月1日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開 審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成23年5月25日付け郡士第124号による用地交渉がない理由及び根拠の不開示決定処分の取消しを求めます。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、 おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

平成23年度地方特定道路整備事業要望書によると未買収地は1件であり平成24

年度まで用地買収費は見込んでいない。そうした理由があるのに文書の取得がないのは納得できない。

(2) 意見書

用地交渉を行うか行わないかについては、理由書等の作成を義務づける規定等もなく、特に作成する必要性もないとしているが、平成23年度地方特定道路整備事業要望書によると、未買収地は1件であり平成24年度まで用地買収費は見込んでいない。そうした理由があるのに文書の取得が無いのは納得ができません。再度、文書を捜して開示してください。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次の とおりである。

異議申立人は、大和郡山広陵線の未買収地について、用地交渉がない理由及び根拠 を示す行政文書の開示を求めている。

当該未買収地の所有者との用地交渉は、裁判が係属中であったこともあり、結果的に継続的な交渉が行われない状況になったところである。

用地買収交渉の経過その他必要な事項については、用地事務処理要領第5条第2項の規定により、用地交渉日誌又は交渉経過表を作成することとなっているが、用地買収交渉を行うか行わないかについては、理由書等の作成を義務づける規定等もなく、特に作成する必要性もない。実施機関において、用地交渉日誌又は交渉経過表を確認したが、異議申立人が主張するような記録は存在せず、他に今回の開示請求の対象となるような行政文書についてもないか確認したが存在しなかった。

異議申立人が異議申立書において言及している要望書とは、平成23年度地方特定 道路整備事業要望書(一般県道大和郡山広陵線 工事番号77-2 生駒郡安堵町東 安堵)を指すと思われる。異議申立人は、当該要望書において平成24年度まで用地 買収費を見込んでいないことが、用地交渉がない理由と主張するが、通常は、予算が ある事案について用地交渉を行った上で、条件が整えば契約を行うが、予算がない事 案であっても予定外に買収の目途がついたような場合は、所定の手続を踏む必要があ るが、他の遅れている工区からの流用措置、若しくは、土地開発公社の用地先行取得 の手法で買収することもできるので、予算措置をしていないから用地交渉ができない ということはない。

よって、本件開示請求については、請求に係る文書の不存在を理由として不開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の 県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその 諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民 本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用 に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければなら ない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「大和郡山広陵線における未買収地の用地交渉が無い理由および根拠」を記載した文書の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書の作成又は取得をしていないため不存在であると主張しているので、以下検討する。

異議申立人は、大和郡山広陵線の未買収地について用地交渉がない理由を求めているが、実施機関の説明によると、①当該未買収地の所有者との裁判が係属中であったこともあり、結果的に継続的な交渉が行われない状況になった、②用地交渉の経過その他必要な事項については、土木部が用地交渉について定めている用地事務処理要領第5条第2項の規定により、用地交渉日誌又は交渉経過表を作成することになっていることから、実施機関において用地交渉日誌及び交渉経過表を確認したが、異議申立人が主張するような記録は存在しなかった、③用地交渉を行っていない理由を記録するように定めたものはないが、念のため、他に本件開示請求の対象となるような行政文書がないか確認したところ存在しなかった、とのことである。

当審査会事務局においても、郡山土木事務所で保有する当該土地所有者に係る用地交渉日誌及び交渉経過表を確認したが、異議申立人が主張するような記録は存在しなかった。

また、異議申立人は、平成23年度地方特定道路整備事業要望書において、用地費の予算が平成24年度に計上されており、平成23年度までは用地を購入する予算がないことが用地交渉がない理由ではないかと主張しているが、実施機関の説明によると、用地費の予算を計上していない事案であっても予定外に買収の目途がついたような場合は、予算の流用措置や土地開発公社の用地先行取得の手法で買収することができることから、予算措置をしていないから用地交渉ができないということはないとのことである。

したがって、本件開示請求に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是 認できると判断する。

3 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年 7月 1日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成23年 8月 8日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年 8月30日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成23年12月13日 (第150回審査会)	事案の審議を行った。事案の併合を行った。
平成24年 1月31日 (第151回審査会)	・事案の審議を行った。
平成24年 3月16日 (第152回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。・ 事案の審議を行った。
平成24年 5月15日 (第153回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成24年 5月25日	・ 実施機関に対して答申を行った。

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備考
カレぐろ よしひこ 石黒 良彦	弁護士	会長代理
いしだ ひでじろう 石田榮仁郎	近畿大学教授(憲法)	
おんだ まさこ 音田 昌子	元読売新聞大阪本社編集委員	
ちはら みぇこ 千原美重子	奈良大学教授(臨床心理学)	
南川 諦弘	大阪学院大学教授(行政法)、弁護士	会 長